

平成 18 年度第 1 回滋賀県環境こだわり農業審議会 会議概要

日時:

平成 18 年 6 月 29 日 (木曜日)
午後 2 時 30 分 ~ 午後 5 時 00 分

場所:

滋賀県農業共済会館 4 階大会議室

出席者:

川口委員、岸辺委員、久保委員、須戸委員、酒井委員、高島委員、田中委員
富岡委員、成田委員、西村委員、橋本委員、間宮委員、山田委員、吉田委員

議題:

- (1) 環境こだわり農業実施協定の締結等について
- (2) 環境こだわり農業にかかる制度の見直しについて
- (3) 環境こだわり農業推進基本計画の見直しについて

議題(1) 環境こだわり農業実施協定の締結等について

富岡 会長:	それでは、議事を進めさせていただきます。ただ今のお話にありましたように、本日用意されている議題はここに掲げられている 3 つですが、いつも最後で「皆さん、他に何か議題はありませんか」とお伺いをしていますが、いつも時間が無くなってからゴタゴタしており、これはよくないと思いますので、委員の皆さんから何か議題として提案されたいことがあるようでしたら、その分の時間をあらかじめ取っておきたいと思います。何かございますか、ございませんか。 それでは、1 番目の議題に入りたいと思います。環境こだわり農業実施協定の締結等について、事務局から説明をお願いします。
事務局:	「環境こだわり農業実施協定の締結等について」説明(資料 P.1 ~ 3)
富岡	はい、ありがとうございました。ただ今ご説明がありましたように、5 月申請で 56.4 ヘクタールにかか

会長:	る協定締結する、あるいは計画承認しよう、こういうことですが、それに対して何かご意見等ございましたらお願いします。
間宮委員:	1ページの3番の(3)で、6月13日に調整会議を開催されたということですが、全体でも87件の件数を、短時間に6項目について調査・検討をしていくということですが、特になしということですが、どの程度の内容まで整理されているのか知りたいのですが。
事務局:	審査チェックにつきましては、その2番のところに書いてありますが、振興局の農産普及課が受付の事務をしております、基本的にはこちらの担当が書類をチェック、受付させていただきましてから、この調整会議にかけるまでの2週間あまりの間に、それぞれの書類について、農薬あるいは肥料の内容を全て細かくチェックをいたしまして、それでなおかつ振興局段階で判断が付かないようなものがあった場合にこの運営調整会議にかけて、振興局間で調整をしながら、県全体で取扱を統一するよう検討する形になっております。基本的な農薬とか肥料のチェックについては、振興局の農産普及課の職員がきちっとチェックさせていただいております。
富岡会長:	よろしいですか。
間宮委員:	はい。振興局でこの会議にかけないといけないような案件があったのですか。
事務局:	これまでから栽培基準を示して、難しいところの運用もQ & A等で全て定めてまいりましたので、特にこの調整会議で諮らないといけないもの、その調整会議で大きく問題になったものはございませんでした。
富岡会長:	他にございませんでしょうか。はい、山田さん。
山田委員:	質問ですけれども、今までのこの3ページの参考資料をちょっと見ますと、今回は大豆・野菜のようですが、その大豆に関して、一時はずいぶんたくさんありましたが、どんどん減って、今年もずいぶん少なくなっていると思うのですが、これはどういう理由なんでしょうか。もう大豆に関しては無理ということですか。
事務局:	資料3ページの一番下のところに、大豆3.7ヘクタールと書かれていますが、これは協定を締結した計画分が3.7ヘクタールでございまして、これに今回の21.5ヘクタールを加えますと、大豆の今年の取り組みは25.2ヘクタールになりまして、16・17・18年だけ見ますと、14が16になり、25になりということで、この3年間ではまた増えてきているところがございます。ただ15年に、1つだけ66ヘクタールというちょっと飛び抜けた数字がありますが、こちらにつきましては、この当時彦根市で1年だけ市単独の直接支払いを大豆を対象に実施されたということがございまして、その関係で面積が一時的に伸

	びました。でもそれ以後、県も大豆については直接支払の対象にしておりませんので、もとへ戻ったのですが、その後また16・17・18と、少ないですけども伸びてきています。
富岡 会長：	この3ページの一番下の参考が不適切ですね。今回の分まで入れて数字を出したほうがいいのでは。
吉田 委員：	ずいぶんと、件数も面積も増えているようで、目標も達成されたというお話でしたけれども、今後の目標面積はどのようにお考えなのかということと、現場で聞きますと、申請数が多くなってくると、確認責任者も大変だし、行政団体の方も大変だということがありまして、どの程度まで可能なのかというお考えなのかをお聞かせいただきたいと思います。
事務 局：	まず目標面積でございますが、この3月に策定しました県の新しい農業のビジョンがありますが、そちらで平成22年目標に7700ヘクタールということをお示しいたしております。環境こだわり農業基本計画は、19年目標で水稲4500という目標だったのですが、この22年では、水稲・野菜を含めて7700ヘクタールにしようという目標で進めております。現地確認は県の農産普及課の職員が中心になって、今年も全筆確認していく予定で、特に水稲の時期には、課内総動員の体制でやっていくことで、この面積分の増加についても対応していきたい、そんなことで考えております。今後さらに拡大していくにあたりましては、後ほどの議題にもございますが、国の対策等も絡んでまいります。そういった国の対策になりますと、また確認の体制も、県だけではなく、市町さんの協力も得ながらというふうになってまいりますので、そのへんを今後検討していきながらきちとした確認の体制を組んでいきたいと考えております。
吉田 委員：	順調に増えてきていて、すごいいいことだなと思うのですが、ポジティブリストが導入されて、その点で面積とか件数とかが減っていくような予測というのはしておられるのか、そのあたりを教えてください。
事務 局：	特に、ポジティブリストができたからといって環境こだわり農業の取り組みが、それによって減るというようなことは考えておりません。環境こだわり農産物については、もともとその農薬・肥料の使用量が少ない上に、さらに生産記録等履歴もきちんと残すこともしております。またほ場も明確に区分してということも実践しておりますので、もとより一般の栽培と比べても、ポジティブリストへの対応というのは十分できているのではないかと考えております。そういった意味で、ポジティブリストになったことで、この取り組みが逆にそういったことにも対応できるものであるということで、さらに推進していけるのではと考えているところでございます。
富岡 会長：	他にございませんでしょうか。無ければ、1番目の議題を終わりたいと思います。2番目の議題に移ります。環境こだわり農業にかかる制度の見直しについて、はじめに事務局のほうから説明をお願いします。

議題(2) 環境こだわり農業にかかる制度の見直しについて

事務局:	「環境こだわり農業対策制度の見直しについて」説明(資料 P.4～14)
富岡会長:	はい、どうもありがとうございました。1つだけ確認したいのですが、「農地・水・環境保全向上対策」は、県では環境こだわり農業課が所管課になるのですか。
事務局:	1階部分の共同活動につきましては、耕地課と農村振興課が担当し、2階の営農活動については、環境こだわり農業課ということで、3課が一体となった形で今推進をしているところです。
富岡会長:	ではもう一つ関連して、品目横断的経営安定対策は。
事務局:	品目横断対策は農業経営課が担当しております。これらについては、部内で調整するような連絡会議も今後設置して連携しながら進めていくことにしております。
富岡会長:	はい、わかりました。国の制度に環境こだわり農業の支払制度をのせるという方向で、前回の審議会で議論したわけですけども、今回、県の考え方というのが具体的に示されてきましたので、もう少し立ち入った議論ができるのではないかと思います。これから最終的に決められるということですから、この機会にどんどんご意見を出していただけたらよろしいかと思います。少し時間をとって委員のみなさんで議論いただきます。どこからでも結構ですからご意見を。酒井さん。
酒井委員:	この新たな経営安定対策で、こうした「農地・水・環境保全向上対策」が出されて、滋賀県は先に直接支払をやっているの、これと整合性を取るために見直していこう、こういうことだろうと思うんです。今、そうした19年からの実施に先だって、国が調査事業を実施されており、滋賀県も何地区かやっています。こだわりにかかる具体的な見直し案が今出されたのですが、今年度やってこられた中で、滋賀県型というか、こういう方向的な指導はしてこられたのか、してこられなかったのか、その結果によっては、そのモデル地区以外の集落でこれからやっていこうとすることが若干異なってくると思うのですが、その点はどう考えておられますか。
事務局:	農村振興課でございます。今年も県内で15地区の実験、モデル実験地区をしております。面積で1800ヘクタールです。それはいろんなケースの地区設定をいたしました。環境面での取り組みを非常にやっておられる地区、また集落全体で取り組んでおられる、あるいは大中のような大区画のところとか、いろんなところで設定しております。今ここで申しております滋賀県型の付加的な要件を設けるような計画づくりというのは、この15地区ではしておりません。ただ、今の取り組みの中で、それを来年全体に要件化していくことが可能かどうかということ、この15地区それぞれいろんなパターンの集落で、進めているということでございます。もう1つの環境こだわり農業との関連は、特に意識して地区設定はしておりません。
富岡	実験事業は1階部分だけということですか。

会長:	
事務局:	そうです。
富岡会長:	よろしいですか。他にご意見は。県の制度と国の制度が、8ページ、9ページに書かれていたと思うのですが、食い違う場合に、どういうふうにそれを整合させるかということで考え方が示されているところと、空欄になっているところ、あるいは要検討、そういうふうに書かれているところがあります。それに対してご意見は。はい、間宮さん。
間宮委員:	9ページの申請者ですが、県制度では個人・法人、国制度では集落を最小単位とする地区ということになっていますが、個人で一生懸命取り組む人が、この集落単位に入らないとおいていかれるというふうな感じがするのですが、そのへんを補完するようなことがあるのでしょうか。
事務局:	この申請については、集落を単位とする活動組織という形ですが、それぞれの取り組みについては、個人が取り組んでいただいても、集落で取り組んでも、法人が取り組んでも、それぞれの集落がつくる活動計画の中に入れていただければ、それは対象になるということです。その集落が共同でその2階部分の営農活動をやらなければ対象にならないということではなしに、とにかくみんな寄せ集めて、個人ばらばらの農協の部会の取り組み、あるいは商系さんの取り組みとか、そういったことを寄せ集めて、なんとか足しあわせてまとまり要件をクリアすれば国の対象になるというものでございます。個人の取り組みもその集落の活動計画の中に入れていただいて、なんとかその計画に入れて、対象になるようにもっていきたいと思っておりますが、それでも最低集落できちっとした話し合いをして、現状の環境こだわりをやっておられるばらばらの取り組みなんかを、一旦自分の集落ではどれだけやっているのかということで全部積み上げて、まとまり要件がクリアできるかどうかとかいうようなことをチェックして、足りなかったらもうちょっと仲間を増やすような話し合いはしていかないと、とてもできる話ではありませんので、そのへんについては、各地域・地域で国の要件のクリアができるように推進していきたいと思っています。
間宮委員:	要件の中に、地域の共同活動、まとまりとか、先ほど説明がありましたが、それを取りまとめようとする、農村にエネルギーがいると思うのですが、推進します、それでいけるかどうか。絶対にこういうふうにやっていくというふうなことなのか。一生懸命取り組む人と、やっぱり温度差があるところがあるのとかがうかなと思いますけど、そのへんはどういうふうに思っていますか。
富岡会長:	これはですね、支援形態については、今の制度では個人ですが、国の制度では活動組織で申請があるということですね。個人では申請できないということですね。それはこれ、整合というか、国の制度に合わせていくということですよ。ただ、もう1つは面積要件というのがありますね。面積までは生産者のですね、生産者のおおむね5割以上とか、面積で2割以上かつ生産者の3割以上とかですね、そういう基本要件を満たさないところについては、農家ではどうしようもできないというのが、間宮さ

	んの質問の要旨だと思いますが、事務局としては、できるだけそういう部分にまとまってできるように推進してもらおうという、こういうことでしたか。
間宮委員:	はい。
富岡会長:	そういうことでよろしいですか。
間宮委員:	大規模農家の人々が放置されるような気がするんです。
富岡会長:	個人で奮闘して熱心にやっている人は、他の人が同情しなければ、もうこの制度にはのれないということですね。事務局で何かありますか。他によろしいですか。
酒井委員:	滋賀県は環境こだわり農業というのを主体にやってきている。この今、国の出しているいわゆる「農地・水・環境保全向上対策」というのは、国の制度は19年度以降については検討中と書いてあるけども、集落全体でやっているわけです。県の制度では申請は個人とか、団体とかになっておるけれども、この「農地・水・環境保全」対策というのは、やっぱり団体、集落、地域ごとでやっていかないと、水の管理というのはいけないわけです。面積要件がいろいろついているけれども、そういうことに整合していこう、こういうことであると思います。個人で取り残されるとか、そういうことはありえない。やっぱり資料にも書いている、7ページに書いているように、全部入れる、最初の案にもあったように、集落、地域の、そして全体が農地や環境、水の保全をしていこうと、対策をしていこうというのがこのいわゆる経営安定対策の、この3つの案の中の1つですね。この政策、それから水環境、農地の保全ね。そして品目横断と、こういうものを出してきているのは国だから、たしかに地域の環境こだわり、一生懸命取り組んでもらっている皆さんも、置き去りでなしに、やっぱり農地、それから水環境保全というものの対策というのは、対象を絞った上で、大きい形でやっていかないと、これはできるわけがないと思います。国はそこを考えているのだと思っています。その点はどうなんか、ちょっとそれを答えてもらいたい。
大澤技監:	十分な答えになるかどうか自信が無いのですが、要するに私の理解しているところでは、いわゆる環境こだわり、県でやっている対策では環境こだわりがありますし、国がこれからやろうとしていること、2階部分、いわゆる営農、環境に配慮した営農の部分というのは、農産物でたとえて言えば、花であり実であるところだと思います。花であり実がなるためには、その下の木であり根がしっかりしないといい花も実もならないということで、その木が見えないような部分をきっちりやろうというのが1階部分であり、その共同活動の部分だと思っています。ですから、国がやろうとしている対策は、その2階である営農、県で言うと環境こだわりの部分、さらに営農という意義、今後とも継続的にやるかということ考えた時には、やはり根とか木とかにきちんと肥料をやって世話をしなくちゃいけない。そのためにこの対策をやっていくということです。ですから、一概にするというよりも、その人たちをむしろ支えて育てていくため

	に、1階からこそやっていきたいということで、それを位置付けてやろうとしているものでございます。
富岡 会長：	個人では環境こだわりを一生懸命やりなさいと。しかし、集落でのまとまりが期待できないというような人は、もう支援の対象からはずしてしまうことになっていきますね、今のこの国の制度でいくとすれば、それに対してどうしても懸念が生まれる、間宮さんが言っておられることです。
西村 委員：	それに対して、今懸念されることが提案されたわけでありますけれども、熱心にやっている人がいる集落、その周りを眺めてみたら、多くの農村ではそういうことは常日頃やってきていることです。環境保全に対して、集落全体が関わって、住んでいる人がこの地域をよくするために、保全していくという部分は、すでに活動をずっと続けてきた部分です。だから、言われる心配は、よっぽど極端な地域でない限り、私は出てこないと思います。総出して、川ざらいして、虫干してというようなことに関して、いろんな施設を大切に使うためにお互いに気を付けましょうというようなことは、本当に年間に何回も出て作業をやっています。それがほとんどの、私は農村だと思っているのですけれども、そういう活動が下において、その中で特別に環境こだわりで熱意をもってこれをやる人、それが今言われる2階部分だなんていうような、私は解釈しているのですけれども、いかがでしょうか。
富岡 会長：	1階部分はたいていみんなやっている。そのことではなくて、間宮さんね、それはいいんですね。2階部分について。
間宮 委員：	個人でも活動できるんですね。
富岡 会長：	やる人が、その集落で少ないと対象にならない。で、先ほど事務局からの説明では、そういうやり方が広まるように努力してくださいという、こういう答えですね。それで、まとまらなければこれはもう対象にならなくてもしょうがないですよという、こういうふうに取れるのですが、そのへんです。
西村 委員：	このそれぞれに対するそれは...
酒井 委員：	これ、今後個人ではできなくなるようになってくるわけです。いわゆるできない人の話を、間宮さんはおっしゃっていると思うのですが、この「農地・水・環境保全」、今西村さんがおっしゃったように、これは今までずっとやってきているわけですからね、全部やっているから、これは束縛。この中で、この環境にこだわった滋賀県型にあわせていこうとこういうことだから、もうこれで結構やと思うのですけれども、今心配している対象については、集落営農の担い手でいくか、そして個人の一定の要件を満たした規模拡大の農営者、そういう人は当然該当するわけだしね。できない人がどうかというふうにご機嫌たてるのは...
富岡 会長：	ちょっと話をごちゃごちゃになっていますね。制度がややこしいのでやむを得ないのですが、ちょっと酒井さんも誤解しておられたと思うのですが、今おっしゃったのは、この品目横断型のほうです、特定農

	業団体とか担い手とかいうのは、今この「農地・水・環境保全対策」は、担い手と関係ありません。
酒井委員:	関係ないんですか。
富岡会長:	関係ないんです、これは。で、今言われているのは、この「農地・水・環境保全対策」は1階部分・2階部分があって、1階部分は共同で農地・水管理をやっていくということが条件なんです、これは多分、この集落の単位でできるだろうと。
酒井委員:	現実にこれはやっている。
富岡会長:	やっています。それについてはあまり懸念は無いと。ただ、2階部分については、集落全体としてまとめるのが難しいところがたくさんあるのではないかと。そこで今どうするのかと言っておられるんですね。それに対してどうするのかということです。
永井課長:	<p>すいません、2つあると思うんですね。1つはまとまり要件です。まとまり要件をクリアしなければ、やっぱり国の対策にのれない。それともう1つは、2階建てですので、1階部分が無い2階建てはありませんから、必ずセット実施です。なんらかの事情によって1階ができない場合は2階もない。この2つの場合が考えられると思います。最初にまとまり要件をクリアできない場合、例えば先ほど説明をいたしました通り、もう5000ヘクタールを超える水稻の面積がございます。ということは、3万5000に対しておよそ15パーセントぐらい平均でいっております。ですから、あと平均で5パーセントオンすればいけるということがございます。20パーセントでいけるわけですから。そうしますと、県下で広くみますと、かなりいけるんじゃないかというようなことを思っているわけです。ちなみに17年度の栽培実績から要件をクリアする、2階のまとまり要件だけですが、をシュミレーションしてみますと、半分ぐらいは無理なくいけるだろうというふうに想像しております、もう少し細かいシュミレーションしないと出てこないかもしれませんが、ざっとですが半分ぐらいは無理なく移行できるだろうと。で、われわれもまとまり要件をクリアしていけるように、相当支援しながらいけば、私は8割ぐらいいけるのではないかと。制度を移行するのに8割ぐらいいけないうるかというふうに思っておりますし、それが17年度、11パーセントの時のシュミレーションでございますので、本年、それが15パーセントになったということで、一層自然に国の制度へ移行できるのではないかと思っております。</p> <p>それで8割までいったら制度的も大丈夫かなという判断をしておりますけども、ここは皆さん方のご意見もお聞かせいただきたいところなのですが、仮に制度にのれないところについて、別途措置しましょうというふうに逃げ道を考えた時に、これはインチキになりやしないか、つまり、高い山を登ってですね、国の金をもらっていきこうというルートを一生懸命提案しているのに、いやいや、それにのらなくても、県単制度をこっちで用意しておきますよというようなことをすると、はじめからこう横道へいくような、そーい</p>

うことにもなりはしないかという不安もございます。どんな場合を想定した議論をするのかというのは少し難しい状況ですが、このへんは皆さんのご意見を伺ってから、後日検討していきたいと思っております。稲作についてはそういうことで、制度的にはかなりの割合でできるのではないかと考えています。

それから、野菜についてですが、1分の1でまとまるように、つまり集落の中にトマトの栽培農家が1軒しかなかったら、その1軒がやっていたら、それは1分の1でまとまり要件クリアです、という制度になっています。また、トマトが3軒いけばですね、トマトの作型別に3つつくれば全部1分の1ですから、これはかなりやりやすいです。で、やりにくいのは、やはり地区の中で非常に孤立的に環境こだわりの稲作をやっている農家のケースです。そういった場合に、地区面積の2割といった要件に対して、どういう救済ができるのか、つまり、どう自分が頑張っても、どう呼びかけても2割にならない、しかし本人さんが一生懸命頑張っておられるという時に、これを救済していくかどうかというのは、皆さんの議論の中身をお聞かせいただいてからと考えているわけです。

それから、2つ目に言いました、そのうちの1つ、2階建て部分、つまりこれは、市町もお金が要りますし、県もお金が要ります。予算の話はこれから秋、冬の予算編成で煮詰まってまいります。最終的には2月県議会での議決を経て決定されますが、その過程でお金を絞られた時に、1階部分ができないとなった時に、2階建ての施策はあきらめるほかないわけです。こういった時に、本人さんの努力以外の要因で制度にのれない場合が出てまいります。これをどう整理するのか、このへんはまだ事務局としての原案もまとめられておりませんが、できれば皆さん方の率直なご意見をあらかじめお聞かせいただくとありがたいという感じです。

富岡
会長： 間宮さん、今の件については、まとまり要件はあまり心配する必要はないという、こういうご説明ですが。

間宮
委員： はい。今回の場合はほとんどいけると思いますが、ただ、酒井さんが言われているように、全部国の制度に移行ということになると、今話にあったように、面積の要件とかもなく一律参加となっているから、これに市町がついてこられるかどうかの問題もあるのではと。

酒井
委員： そうするとやっぱり。

間宮
委員： 取り組みが拡大して、あんまりこう予算が足りないようになってくると、やっぱりうまくいかない部分もあるな、そういうような懸念もありますね。そのへんも、2つ裏表逆ですけど、あんまり個人で頑張っている人に対して厳しくなると、制度にのれない人が増えることになるし、そうやって頑張る人の分はやっぱり残していかないと、県のこだわり農業の推進とは反対の方向に動くので、ちょっとそのへんの工夫をしてほしいなと思います。

富岡 会長： 整理しますと、今の県の環境こだわり農業が「農地・水・環境保全向上対策」を活用する際に、まず国のこの制度の上でのせられないものが、4つないし5つあるわけです。1つは、これは国の制度が農振地域を対象を限定しているわけですから、農振農用地以外のところは対象にならない。それをどうするかということです。2つ目は、1階部分ができないところはどうか。で、3つ目が今のそのまとも要件です、環境こだわりのまとも要件を満たしていないところはどうか。この2つについては、今のご説明では多分いけるだろうという、こういうご判断でよろしいですね。

あとはもう市町村というか、市町の対応ですが、財政も弱くて、負担できない市町がごっそりぬけてかまわないのかという考え方ですね。その問題と、もう一つ気が付いたことがありますて、中山間、特に支払の対象になってくるところは、これはやらないというふうに決めている市町がすでにあるらしいですね。そこは当然、1階部分が無いのに2階部分はあり得ないですね、それで環境こだわりとしてどうするか。ところで、いくつぐらいあるんですか、中山間のところですか。

大澤 技監： 中山間地域のいわゆる重複というような表現でありますけど、これについては、国は最終的にまだ明らかにしておりません。基本的には同一行為に対しての二重払いはだめだが、考え方としては、中山間でも必要あらば出してもよいと。今回はその他の部分だから、同じ地域に対して支払があること自体に問題はない。ただ、同じ行為に対して両方から支援することは、これは当然できないと。今はこんな言い方です。で、今、会長がおっしゃった市町村ですね、最近ちょっと聞きますと、要するに中山間の直接支払を受けている地域にも、この制度をやりたいと言っている市町がそこそこございまして、まだ全部わからないのですが、しないと言っているところもあり、ちょっと分かれております。で、今基本的にはその行為を分けて実施をするということが町村の意見では多いのですが、もう少し私どもとしては検討したいと考えております。

富岡 会長： 行為を分けるというのはどういうことですか。

大澤 技監： 例えば、ある草刈りが中山間地域の直接支払と、こちらの保全活動の計画両方の対象になってきているわけです。中山間の直接支払の計画に入っているほうと、今回の資源保全の計画に入れる行為がダブるということはだめだと。だから、別のことをしなければならぬ。要するに中山間では、変な話ですが、余計にしないといけないことになるわけですが、そのへんの整理が非常に難しいですし、ダブって2万 1000 にまた、もう1回支払うのかということについても、まだちょっと整理がついていないです。

富岡 会長： わかりました。まあ、それはちょっと検討課題ですね。財源の問題については一応、市町の体制によるいろんな問題で、相当こんな事業やらないという市が出てくると、今まで環境こだわり農業を広げていた人が受けられなくなると。これに対してどう考えるか、これが一つですね。それからもう一つ、農振農用地区域以外については、要検討と書いていますよね、国の考え方では、そのへん、何かご意見ござ

	いましたら。はい、吉田さん。
吉田委員:	先ほどから皆さんの話を聞いていると、1階部分と2階部分がなんかごっちゃになってきているような気がします。先ほどの直接支払に関して、今回はご意見であって、認証制度に対しては、どんなところでも認証はしていこうという方針であるとお伺いしていたと思います。で、先ほどからのいろいろな問題点を抱えたところでも、認証自体はしていただけるという状態だと思えます。そこで、直接支払のお金はもらえるか、もらえないか、その不公平感があるかないかというのが議論の部分だと思うのですが、国による支援というのは、具体的に例として挙がっている、水稻では2200円プラス県と市で合計4400円という試案があるようですけれども、それがそのまま、今もっている5000円と同等な金額かなというふうに受け取っていたのですが、でも、この金額は1階部分の金額であって、2階部分はまだ別途にあるということだと思うのですが、これ、2階部分が、はたして今と同様、5000円近くの金額が出るものになると想定しておられるのか、4400円プラス600円付けて5000円相当になるとお考えなのか、そのへんでも、実際にやる側も、意欲はずいぶん違ってくると思いますね。で、プラス600円のために、環境こだわりの申請ができる、できないと言うのは...
富岡会長:	誤解しておられるようですが、4400円ではなく、2200円です、水稻は。
吉田委員:	それプラス県と市が1100円プラス。
富岡会長:	いやいや、この2200円を県と市と国で分ける。
事務局:	これは国が示されている分だけです。国が2200円で、地方が2200円です。お配りした参考資料の2ページです。 2ページにあります(参考)の国による支援の基準とありまして、水稻で2200円、その下に上表は国の支援単価。さらにこれに加えて地方公共団体も応分の負担とありますので、合計は4400円です。
富岡会長:	これは、1階部分ですね。
事務局:	1階です。
富岡会長:	2階部分は、これとは別です。

吉田 委員:	はい。その別の部分が、はたしてどれだけプラスアルファがあるのかというところが、まだ全然具体的には、明らかになっていないかと思います。それがはたしてプラス 5000 円、1階部分の分は相変わらず 5000 円ありますよってという話だったら、みんな躍起になって、不公平感がどうのこうのっていう話になるかと思いますが、たがたが 600 円程度でしたら、別に認定さえしてもらったら、自分の売り先の、売りやすいからそういう制度の認証をもらうということで、もしできる範囲でなら、という部分もあるかと思います。
富岡 会長:	600 円ということはないですね。
事務局:	そうです。
永井 課長:	1階と2階は別々に、別途あります。国がこの2階部分の説明を省内、財務省等の関係者にした時に、何をもって、例えば国会議員の皆さんに説明したかという、この県の単価表をもってご理解いただきました。この7月の中下旬に決まると言っていますけれども、モデルは滋賀県です。今、全国調査をしまして、あらためて決めておられますけれども、もうすでに国会議員だとかいろんなところへ説明しておられますので、だいたいの相場感というのは、皆さんもうお持ちだと思います。それをつくったのが滋賀県の制度ですので、おおよそわれわれのもっている制度と同じような金額が出てくるものと想定しています。
富岡 会長:	プラスアルファ。
事務局:	はい。2階部分にそれが別途出てきます。
富岡 会長:	今のその 5000 円も、それを国と県と市が分担するわけですね。
事務局:	そうです。同じことです。
西村 委員:	入るところ、交付されるお金を受け取るところ、最初の1階部分は、その地域全体のそれに入るわけですね。2階の部分は個人に入るのですか。
事務局:	そういうふうに設計されていて、1階はみんなですみますので、みんなの経費で使えるのですが、2階はやった人に対していきます。かかり増しの経費がありますので、やった人に個人配布できます。
西村	だったら、やっぱり県が今までやって力入れた 5000 円、それを下らないように願うばかりであります。

委員:	それからもう一つ、先ほど言われたように、横道の部分を考えるのかどうかっていうと、考えられる横道のその財力が県にあるのか、余力があるのなら考えたほうがそれはいいと思うけれども、とてもじゃないがというような状況かなとは思いますが。
富岡 会長:	何ですか、横道というのは。
西村 委員:	そういうものがなければ、今までのこだわりの取り組みが報われない。頑張って農家が取り組んできたのに、対象にならない。県でこれだけやってきたのだから。
富岡 会長:	まとまり要件が満たせない。
西村 委員:	そうそう。そのまとまりができない、その人に対して何か。
富岡 会長:	それはやらないと、今の県の考え方ではなっていますよね。
永井 課長:	<p>いや、そこまでは。</p> <p>ただ、農振農用地であるかどうかというのは、県の場合は負荷を出さないということが中心でありますので、そういう観点からは、農振農用地であれ、市街化農地であれ、同じことですから、やっていただいたらどちらも同じように出しています。ただ、国の制度は農振農用地だけですので、そうすると、農家の責任ではないところで、片方の農家には交付がされ、片方の農家にはされないということになりまして、これはどうかと。これから検討が一つ必要じゃないかなと思っております。</p> <p>ところが、まとまり要件となりますと、これは必ずしも本人さんの責任でないとはなかなか言い難い部分がございます。もう少し頑張っていたら、ひょっとして国の施策にのれるのではないかなという部分と、いやいやどうしてもこの人頑張っているけども、どうしても認めませんという、その線引きが大変あやふやになって、ともすれば、県単があるから、もう頑張る国の制度にのることもなからうと、こういうふうになるかもしれない。そのモラルハザードをどのように防止するか、あるいはそれをモラルハザードであるのかないのかという線引きをどうするのかというのが大変難しいというふうに、悩んでおります。そこで一つ、皆様のお知恵を拝借したい、こういうふうに思っているところです。</p>
酒井 委員:	予算の、財政難のこの時代で、環境こだわりにも期待している状況で、減額するようなことしたら、それは最低な話です。それをしっかりしていただかないと。一番心配している。他の農地の政策でも、町村がついてこない大変です。いくら国や県がやると言っても、とても無理と言って受入れなかったら動かないですね、これは。だから、できるだけ環境こだわりを一生懸命取り組んでいる農家に期

待ってやらせてもらえるようなことを崩してはいけない、これを見直すならするで、しっかり決めてほしい、頑張ってくださいといけない。

富岡 会長： その対象については、一番下の支払対象農地は、農振、国の制度は農振用地に限っているけども、要検討ということは、そうでないところは県単独措置で面倒見てもよいと考えている、そういうことでしょうか。

永井 課長： そのあたりを一定ご議論いただきたいと考えているわけです。今も環境こだわり農業の説明は、琵琶湖への負荷を考えたら、農用地も市街化区域内農地も一緒ではないか、だったら認めていく方向が一つあるなど。しかし、地域の中で、どうしてもできない人、農用地区域の中であってもどうしてもできない人についても、これも同じように、琵琶湖という観点から考えたら認めなければならない。そうすると、結局県単ばかり増えてしまうだろう。そういうことを思い、少しご意見をいただきたいということです。お金のことで、西村委員のほうから見解をいただいています、5万ヘクタールですけど、簡単に5万ヘクタールといいますが、1100円を掛けますと、5億円です。今使っているのは2億5千万です。だから、県だけでも全ての人を1階部分をするだけで5億円、更に2億2千万プラスしないといけない。市町も新たに、全く新たにです、5億円要するという事ですので、それだけ潤沢にできるかどうか。市街化区域内農地も琵琶湖への負荷を低減させるということで、やっていただけるよう面倒見ましょうかということまで、例外として対象にしてはどうかと西村委員は言ってくれたというふうに思います。また、そこで少し皆様のご意見をお聞かせ願えればと思います。

富岡 会長： 私が受け止めているのは、この農振農用地以外のところは、県は面倒見てもいいけども、丸々要件が満たせないのだからできないということまでは、ちょっと面倒見られないというのが今の県の考えかなと、勝手に思っているのですが、これから決めていくということですので、これについてご意見をこの機会に聞かしていただければ、ぜひ積極的に出していただきたいと思います。はい、吉田さん。

吉田 委員： この農用地以外のところを認めるかどうかということですが、これはマクロで考えるのか、個人の思いで考えるのかによって変わってくるかと思えます。琵琶湖に対しての環境負荷で考えたら同じだろうという話でしたが、そういったところを面倒見るがゆえに、滋賀県全体の農地のどれだけを環境こだわりに変えていけるかということで見ると、国の制度にのっとって、予算を少しでも少なく押さえてやったほうが、枠が増やせると思います、環境こだわりの田んぼをたくさんつくること。先ほど目標で7700ヘクタールという話が出た時に、僕は少ないなと思いました、目標にしては。今までの見込からしたら、もっともっと、その倍ぐらいあってもいいなと思ったのに、そこで押さえてらっしゃるのは、どうもそのへんの予算的な問題とかもふまえて増えるのかなというのと、この制度にのれないところがあって、ちょっとこれからの伸びが落ちるのかなというので7700なのかなと思いましたけども。本来、7700というふうに先ほど話が、だいたい20パーセントぐらいに想定するかと思うのですが、琵琶湖への環境負荷がはたして20パーセントで満足できるのかというところもふまえて考えると、もっともっと伸ばす必要があるのではないかと。そういうマクロの意見をきちんと出すことによって、小さな2割の要件を満たさない部分のと

	<p>ころも目をつむって下さいという話ができるのではと思います。僕らにしても、こだわり農産物をつくるにあたって、やっぱり土地を選びます。ここはちょっと虫がいつも多いところだからここはやめておこうとか、水持ちが悪いから除草剤何回も使ったらいけないからここはやめとこうとか言って、農家の中でやっぱり田んぼを選択するわけです。だから、何もこの田んぼは農用地じゃない、市街化の田んぼだからもらえないというところまで、つくらせ、つくらせて農家に言う必要は無いのではないかと。そこは農家自身がわけて考えられるのではないかなと。そのぐらい農家としては許容できる範囲ではないかなというふうに考えます。</p>
富岡 会長：	<p>はい。どんどんご意見をぜひとも。状況は皆さんもうお分かりと思います。ご意見をどんどん聞かせていただきたい。</p>
川口 委員：	<p>草津のところで、かなり調整区域が市街化区域に入りましたので、今の話ですと、今まで普通につくっておられたところがもう半分ぐらいはあったのですが、半分というか、こだわりを作ってマークを付けられているところが。そのお金が払われなくなる可能性があることになるのですね、今の話だと。調整区域。</p>
富岡 会長：	<p>国の制度の対象外になりますね。</p>
川口 委員：	<p>なるのですね。それと今ほうれんそう、他の県の方だと、さっきの話、つくる意欲の部分ですけど、長崎県のほうれんそうは97円で、滋賀県産と両方並んでいる時には、これは97円でどんどん売れているのですが、無くなってしまうと、157円でした、こだわり農産物のほうれんそうが。それでも買っていますので、やっぱりこう意欲というのは汲んであげるようにしてもらわないといけないと思って、消費者として思いました。選べない状態で買ったので、どうしてもそこに行って買ったのですが、他の人の買物なので。以上です。</p>
富岡 会長：	<p>はい、どんどんご意見を。はい、間宮さん。</p>
間宮 委員：	<p>国の制度にのるといふか、そういう方向に進んでいますが、あんまりそっちばかりいくと、埋没してしまいますよね。結局滋賀県がやった環境こだわりの色が褪せてくるというか、そんな感じがします。県単ばかりやっているようなことも、ご意見がありますが、なんかもっと、ここでこだわっているというところ、名前は“こだわり”だけど、だんだん他でもやっている方向にダァッと流れていくと、独自性が無くなるような気がするのです、そのへんに一知恵ほしいなという感じがします。</p>
富岡 会長：	<p>対象について、他にご意見ございませんか。</p>
山田	<p>この確認責任者の部分はどうなるのか、ちょっと説明してほしいです。</p>

委員：	
事務局：	<p>はい。国の制度は、個人が取り組み、それを集落が取りまとめて、活動組織として計画を取りまとめ、それを県の振興局が地域協議会というところに出してもらおうのですが、そこで市町村なり県が確認をするという流れになっております。従来の県の環境こだわり農産物ですと、農協などが確認責任者ということで、農協を経由して県に出てきていたのですが、それが今度は市町村も経由して県に出てくるような形になってまいりますので、従来確認責任者の方にきちっとみていただけた部分の確認という部分を、市町がからみ、あと県もからみという形でやりますので、そのへんはきちとした確認は逆に今まで以上にできるのではないかなというように思っております。国の制度ではJAなどの確認責任者の設置は求めているところに、そこに県が上乘せで、農協などの確認責任者を入れたうえで国の制度にも入らないといけないということが出来るかどうかはちょっと難しいと考えています。</p>
富岡会長：	<p>確認責任者をなくすような方向に関して何かご意見は。</p>
酒井委員：	<p>さっきこの見直しは、この制度でいくと、農振地外だと、国は対象外とするということですね。さっき課長がおっしゃった、琵琶湖との関連性からいくと、やはりそれでなくても水というのを往々にして考えなければならぬし、そうすると県単がどんどん増えてくると心配だということでご意見をお聞きしたいとこのことですが、せっかく環境こだわりを進めてきて、この滋賀県の制度を、国も全面的に一致はしなくても、滋賀県を見本にしていることは事実ですよ。やっぱり滋賀県はこの琵琶湖と共生してやっていく立場からの環境こだわり農業を推進しているのだから、全てを切り替えるということではなしに、続くような考え方をしていくべきだと思います。県や審議会で議論したうえで、市町村の問題も解決しないといけません。まあこれは大変ですが、この県の5000円については、やっぱり継続して、そして7700ヘクタールの目標というのは5万ヘクタールには足りないのだから、さっき5億1千万円とおっしゃっていましたが、その4分の1県は持ち出す必要がある、それは市町村もそれだけ要るから同じように大変なことですけど、続けるような方法はやっぱり検討してもらわないと、せっかくの環境こだわり審議会も意味が無いような気がしてならないです。そこらは一つ、皆さんご意見どうですか、ではだめだ。とても大変だから、ですから全てを国の制度に切り替えたいという気持ちなのか、それともさらに予算面での努力をするというのか、はっきりしないといけないように思います。</p>
久保委員：	<p>私は、よくわかっていないところですけども、エコファーマーの認定が必要という部分は、今はそういうことの認定を受けてないところがたくさんあるということだと思いますが、それをその認定を全部受けてもらわないといけなくなるとか、そのへんのところはどうですか。</p>
事務局：	<p>今日説明いたしませんでしたが、エコファーマーについては、国のほうでいろんな様式・ルールが定められております。ただ、その要件につきましては、農薬・化学肥料を、環境こだわりに取り組む方であれば、技術的には特に問題ない要件でございます。ただ大変なのは、この申請書類をわざわざ書い</p>

	<p>て出していただかなければならないというのが一番大変なことかなと思っています。そのへんは今年の年度末にまとめて申請を受け付けるなどして、より効率的に、何千人という方をエコファーマーとして認定していきたいなということで考えています。</p>
富岡 会長:	<p>はい、高島さん。</p>
高島 委員:	<p>環境こだわりは、今までは誰でも始められる、意欲のある人から、どの場所からでも始めて広げようと言ってきたと思うのですが、今後その環境こだわり農業もまとまりとか基盤が無いと継続性が無いと、小さな庭には将来性が無い、だからまとまらないと広がらないという評価をされるのであれば、この国の制度にそのままのればいいと思うんですが、今まで広がってきたのには、この小さな庭というの受入れられたからという部分があるのか無いのか、この庭を大とみるのか小とみるのか、その評価ができていないのにそのまま国の制度にスイッチしてしまうというのは、やっぱりどうかと思います。とはいえ、財政の問題もあると思いますので、段階的に支援ということを考えていっていただきたいなと思っています。</p>
富岡 会長:	<p>はい、ちょっとこの話ばかりなのですが、まだ残っているところがあると思います。種子および種苗の選定のところですね、整合の考え方とか、これはまだですね。これはどういうふうにお考えなのか。</p>
永井 課長:	<p>8ページが一番下の、遺伝子組み換えのところだと思いますけども、おそらく国のほうでは遺伝子組み換えについては、特に何も定められないと予想しております。今度、豆は遺伝子組み換えになりますよという場合、環境こだわり農産物の認証という部分については、遺伝子組み換えのものを使っておられるような場合には、そこはやはり環境こだわり農産物としては認証できないという形にはなると思います。現実的にその遺伝子組み換えが現場でつくられるということはまず無いかなと思いますので、ここが何か大きな問題になって、国の制度ではいいのに、認証ができないとか、そんな問題が生じることはないと思っています。</p>
富岡 会長:	<p>こういうふうに理解していいですか、遺伝子組み換えは、環境こだわりの認証ができないから、国の制度の適用をできないということになりますか、どうなんですか。</p>
永井 課長:	<p>そのへんはまだ国から細かいところが出ておりませんので、もうちょっと国の最終的な要件とかが出てから、議論しないといけないですけども。</p>
富岡 会長:	<p>栽培基準に関してということで、栽培基準の項目は県が決めるのですね。</p>
永井 課長:	<p>ただ国の制度で、環境負荷削減に関する技術の要件というのはありません。</p>

富岡 会長：	国が何も決めない場合は…。
永井 課長：	定めるほうで検討しています。
富岡 会長：	県は何も決めなくてもいいし、決めてもいいということですか。
永井 課長：	<p>その場合に、濁水なんかはですね、決められるということになりますけども、遺伝子組み換えまでですね、県として国の制度に上乗せで要件付けられるかどうかといったあたりは、今後ちょっと国と協議していかないとそれはわからないところございまして、今の段階で、ちょっとまだなんとも申し上げられないかなというふうに思います。</p> <p>ただ、私どものほうは、環境こだわり農産物は遺伝子組み換えを認めていませんので、そういう方向で国と話をさせていただきたい、こう思っているということです。</p>
富岡 会長：	前のページに、国の制度にのせるものは、基本的に環境こだわり農産物として認証していこうというのがありますからね。
永井 課長：	ええ、ちょっとその点では違いますね。
富岡 会長：	環境こだわりに認証できないようなものは、国の制度であっても対象にならないという。
永井 課長：	だから国のほうが、これを認めてくれるかわからない、現在まだ詳細が出ていない段階なので。基本的には国の制度にのるけども、これから国にお願いをしていこうと、こういうことでございます。
富岡 会長：	国はそんなことまで決めるのかということですね。
永井 課長：	そうです。
富岡 会長：	栽培基準は県が決めると言っているわけですから。
永井 課長：	そうです、おっしゃるとおりです。

富岡 会長：	国にお願いするということで。
永井 課長：	はい、了解です。
富岡 会長：	<p>ちょっと時間をオーバーしたのですが、今のこの件について、ぜひということがございましたらお願いします。無ければ、今のこれまでの議論をふまえて事務局に見直し案を再度検討してもらおうということで。</p> <p>次の議題に入る前に、スライドの準備があるそうですから、少し、3分ぐらいでいいですか。4時15分ぐらいからはじめます。休憩です。</p>

(2分間中断)

事務局：	「環境こだわり農業の実施による環境負荷削減効果について」スライドを用いて説明(P.13～15)(担当：農業技術振興センター環境部)
富岡 会長：	はい、どうもありがとうございました。ただ今のご説明について、ご意見なりご質問等があるようでしたら、お出してください。では、ございませんでしょうか。
事務局：	<p>ちょっと専門的なお話になりますけれども、土壌を耕耘して、それから空気と土を混ぜていくと酸化的な状態になってきて、土壌の有機物が分解されていきます。それで窒素成分なんかが、結局硝酸体窒素にまで変わってきます。硝酸体窒素というのは、ある意味、非常に流れやすい成分ですので、どうしても流れていきます。この時期をそれほど早くする必要がないのではないかとこのように思って、現在、県の土づくり対策指針でも、畝立てをしたり、早いうちから田んぼをおこすのはなるべく避けていただくようにしており、水田を湿潤状態で管理していただくほうがいいのではないかなと思っております。昔ですと、増収技術として、乾土効果という言葉をご存知だと思いますけれども、土を乾かして、肥料をなるべく少なくするというのも一つの技術だったのですが、最近のように非常に高温になってきておりますし、あまり地力の窒素を早く発現させて、生育を早めていくというのは、必ずしも得策でない。むしろ晩生型の稲をつくるほうが、収量・技術ともにいいのではないかとこのように、あまり田んぼを早くからおこすというのは奨励すべきではないということで、こういった調査の中でも今後検討していきたいなというふうに思っております。</p>
間宮 委員：	窒素は多すぎるといもち病が出てくるのでは。

事務局:	田んぼをおこすのを1月くらい遅れさせるだけなので、後効きになって、窒素過多になって、いもち病にかかりやすいということにはならないと思います。
酒井委員:	東老蘇のこの調査は今知ったのですが、最近環境こだわりでやっている人は、農薬・除草剤をほとんど減らしていますが、土壌によって除草剤も効きも変わると思うのですが、どうですか。
事務局:	下層土は割と粘土質で、水持ちはいいので、きちっと均平作業ができていれば、比較的除草剤も効果的に効いて、今のところは問題が無いみたいです。でも、おっしゃるとおり、ざる田だったりとか、均平が悪かったりすると、やはり除草剤の効きが悪いということはあると思います。
酒井委員:	対象田と、実証田の除草剤はどうちがうのですか。
事務局:	実証のほうは一発で3成分使っており、対象区のほうは初期・中期と体系的にされています。
吉田委員:	環境こだわり農産物が、どれだけ大変なことなのかと、どれだけリスクがあるのかというのがあまり、農家側としてはわかりにくい。結果的に環境こだわり農産物が作りにくいのかというと、草も害虫の害もなく、収量もよかったし、品質もよかったしというような結果で、じゃあ何が言いたかったのか、農家側からするとそのようにみえました。要は琵琶湖とかの環境をいかによくなるか、そういう話だと思うのですが、主に今回の話では、濁水防止のところが重点的な内容だったかなと思います。で、優先順位があると思うのです、琵琶湖を守るための優先順位が、農薬を減らすのが優先順位なのか、化学肥料を減らすのが優先順位なのか、濁水を流すのをできるだけおさえるのが優先順位なのか、その費用対効果でいえば、どれが一番効果あるのかということです。頑張っって農薬を減らそうとしている気持ちのある分を、濁水こぼすのにちょっと回せば、効果も絶大だというようなことがなんかみてとれたように思いますが、そのへんのところのバランスが、滋賀県の環境こだわり農産物の目的とするところがもうちょっとみえてくるようなものが出せたらどうかと思いました。なんか、半分に減らした効果として、農薬の流出量が0.194に対して0.08という、全然レベルの違う数値が出てきているのですけれど、半分に減らしたっていう効果じゃないと思いますね。やっぱりこれだけの数値が出るってことは、濁水を防止したっていうことの効果が絶大だったはずで、多分、抽出成分でも、同じ抽出成分の中でも濁水を防止することによって、おそらく0.08に近い数字が出てきたのではないかなと思うので、なんかそのへんがピンとこない。わざわざこの農薬を減らして、苦労してやっている割にはというか、そのへんがピンとこないなと思ったので、濁水を防止するのはすごい効果があるってというのはわかるのですが、せっかく農薬成分を減らしているのだから、農薬成分を減らしたことに対しての成果が表れるようなデータが出せるような試験のやり方をしていただけると、農家としては苦労したかいがあったかなというようなことを思います。
事務局:	同じ農薬成分でも水管理の仕方によって、流出量が変わってきますので、それについては今年、同じ

局:	成分を使って、節水管理をすることによって、どれだけの効果があるのか、それについても明らかにしていきたいなと思います。それから収量面では、他のほ場ではほとんどかわらなかったのですが、その地域、3.5ヘクタールの水田部分のトータルの反収をみてみましたら、やはり環境こだわりのほうが4パーセントちょっとの減収になっていますので、やはり今までのだいたい一般的な傾向とよく似た結果だったと思います。
吉田委員:	それは言うておいてもらえたほうが。
事務局:	ありがとうございます。
富岡会長:	関連して、同じような問題で、別の視点からですけれども、対象区ですね、慣行の水管理がですね、例えば田植え前に強制落水するのを対象区としているわけですね。
事務局:	はい。
富岡会長:	これは適切かどうかという、そういうふうに思うのですが。つまり、環境こだわり農業というのは、肥料とか、化学肥料とか、農薬の使用量を半分以上に減らしますよということですが、田植え前に強制落水しないとか、こういうのは別に環境こだわりであってもなくても、滋賀県の農家はみんなやらないことですね。ですから、これを対象区ですするというのはちょっと。
事務局:	その地域では代かきを2回していらっしゃるようですので、あら代かきと最後の仕上げの代かき、そういった作業対比でやっていらっしゃるのと、やはり集落営農で、かなり大きな田んぼもありますから、中には5反から1丁近い大区画のほ場もあります。そういった面で、均平も必ずしも小さいほ場なみにできない場合もありますから、やはり最小限度出る場合もあると思います。これも無理矢理そんなドバツと流しているわけではなくて、この地域の慣行なりの管理をしていただいて、最小限度落水をされています。だからおっしゃるように、本来の理想からすれば出ない方がいいのかもしれませんが、この場合はやはり地域の慣行ということで、ある程度農家におまかせして調査させていただいたということで、あまりこちら側があれやこれやともう言わずにさせていただいております。
富岡会長:	他に何かご意見がございましたら。いかがでしょうか。
川口委員:	すいません、ちょっと教えてほしいのですが、オール有機肥料とか、ハーフ有機肥料とありますけど、私はお米買いに行っているところは、有機肥料をつくっていらっしゃるんですけど、もう環境こだわりをやっておられるところの肥料は、そうして自分のところで配合というか、つくっておられるところが多いです。ちょっと近所で聞いたのですが、化学肥料が置いてあるような感じの袋をちょっと見られたようで

	<p>す。私が買いに行くところは、お野菜のところも困ったところで、チップをやるとかなんかして、いっぱいつくっておられますけど、その大規模な農地、大中とか、あんなところは、あまりわからないのですが、どれぐらいの形でつくっておられるのかなと思って。</p>
事務局:	<p>肥料はですね、最近、JA単位でまとまって、肥料メーカーと交渉してつくっていただいているところが多いですね。JAも合併で大きくなりましたし、まとまった量が契約をしてもらえらるなら、肥料メーカーのほうもそれに応えている。環境こだわり農産物専用のそういった肥料を、メーカーも供給しているということのようです。</p>
富岡会長:	<p>ハーフ有機というのが主流になってきている。</p>
事務局:	<p>ハーフ有機も主流ですし、元肥に使ったオール有機のようなものも、最近はお出回ってきております。かなりバラエティに富んできていると思います。</p>
富岡会長:	<p>農家が自分でつくっているっていうのは、もちろんオール有機ですか。</p>
酒井委員:	<p>大部分の農家はできないな。ちょっとぐらいはできるとは思いますが。</p>
富岡会長:	<p>ということでよろしいですか。</p>
川口委員:	<p>ありがとうございました。</p>
富岡会長:	<p>はい、吉田さん。</p>
吉田委員:	<p>今のことと関連して、化学肥料を使うと、どのように環境に負荷があるのか、有機体の肥料を使うのと、化学肥料を使うのが。それを僕らが使っていても、あまり明確ではないなと思います。ただ、消費者の側からしたら、化学肥料を使った農産物より、有機質の肥料でつくった農産物のほうを望んでおられるのはたしかに思いますね。そのへんでちょっと感覚の差があるのかなと思います。こだわり農産物だと50パーセントということで、今言われたように、ハーフ有機という便利な肥料があるから、形は化学肥料と同じような形、使い勝手も化学肥料ですけど、そのうちの半分は有機物入っていますよ、だからこだわり農産物に使いますよっていう理論ですけども、はたしてそれが環境にやさしいのかどうかという面で言ったらどうかなと思います。それと、人体に対してそれはやさしいのかなっていうと、それはどうかなと。先ほど自分でつくっておられるというのは、本当に個人の農家さんが消費者のことを思ってつ</p>

	くっているオリジナルな、オリジナルなというか、ほんとうの有機質の肥料、体のことを考えた有機質な肥料ということでとらえたいと思うので、こだわり農産物をつられる農家の方にもいろんなタイプの農家さんがおられて、いろいろあるということもご理解いただいたほうがいいのではないかなと思います。
富岡 会長：	はい、他に今のこの点、調査報告にかかる点について、質問・意見等ありますでしょうか。無ければこの議題を終わらせたいと思います。
事務局：	どうもありがとうございました。
富岡 会長：	あともう一つ残っていますので、時間が来てしまいましたが、もう10分か15分ぐらい、延長させていただきます。3番目に、環境こだわり農業推進基本計画の見直しについて、まず事務局から説明をお願いします。

議題(3) 環境こだわり農業推進基本計画の見直しについて

事務局：	「環境こだわり農業推進基本計画の見直しについて」説明(資料 P.15)
富岡会 長：	はい。環境こだわり農業推進基本計画を1年前だおしで見直すという、こういう計画についてご説明いただきました。何かご質問とかご意見、ございますか。具体的には次回以後ですね。
事務局：	そうです。
富岡会 長：	ご質問等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。
酒井委 員：	審議会に出すのなら、具体的な案がないと議論できないと思いますが...
富岡会 長：	具体的な見直しの案が出てこない、ちょっと意見出しにくい、こういうことです。ということでよろしいでしょうか。それでは、これで本日の議題を全て終了いたしました。事務局のほうに司会をお返しします。